

第 3 3 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和 5 年 3 月 1 0 日

## 第33回農業委員会（総会）

令和5年3月10日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第6号  
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）… 2件
- 第 3 報告第7号  
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 6件
- 第 4 報告第8号  
農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について（報告）… 1件
- 第 5 報告第9号  
農地変更届出について（報告）… 1件
- 第 6 議 第12号  
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 7 議 第13号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 10件
- 第 8 議 第14号  
農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、  
議決を求めることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 10件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	10 番	中島 紀昭
11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美	13 番	中村 好明

### ・会議に欠席した委員

9 番	木下 範明	14 番	堀 裕子
-----	-------	------	------

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男
10 番	葛原 孝博				

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
農林水産課					
課長	舟木 朋宏		山元 一子		

事務局長       では、定刻となりましたので、只今から第33回農業委員会総会を開催いたします。インフルエンザ、並びにコロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。

      この3月13日からは、「マスク外してよし!」ということで、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部から通知が発せられております。

      会議の場合は、主催者の判断となっており、他者とは2m程度の距離があり、会話が無い時という場合は、対策を講じた上、マスクを着用は、自己判断とされておりますが、本総会の場合、該当しません。よって、皆さまのご理解を得た中で、引き続き、施行日以降も、本日同様の取り扱いとさせていただきますと考えています。

      ことから、本日もさることながら、マスク着用を引き続き、お願いするよって、再入室時も、従前どおりアルコール消毒を行っていただきますよう、お願いします。

      また、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

      本日、9番 木下範明委員、14番 堀裕子委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

      なお、石田委員におかれましては、他の公務がありますことから、議案審議が終了次第、退席されますことをご了承願います。

      また、本日は傍聴の方はおられません。

      なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長       それでは、農業委員会憲章の唱和を、お願いします。

                  (農業委員会憲章の唱和)

事務局長       ありがとうございました。それでは、会長よろしく願いいたします。

会長           みなさまご苦勞様でございます。第33回総会に出席いただきましてありがとうございます。先月は、大会および研修が多くありましたが、みなさまお忙しい中ご参加いただきありがとうございました。

      なお、タブレットに関しては今後研修等があるかと思っておりますので、参加の方をよろしくお願い致します。3月に入りまして田植えの準備でお忙しいかと思っておりますが、安全と健康に気を付けていただけたらと思っております。

会長 ただいまから、第33回草津市農業委員会総会を開会します。  
本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これをご了承願います。

会長 それでは、これより日程に入ります。  
日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番 横江岩美委員、議席番号10番 中島紀昭委員以上の両人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第6「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。  
今月の届出は、2件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、届出人が露天資材置場及び用悪水路として、届出人2名が共有する青地町地先の登記地目田、現況畑3筆、計599㎡を転用されようとするものです。

届出地は、既に一部が雑種地および水路となっており、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

届出地は、平成9年ごろに、バラの温室として利用するため、造成し、利用されてきましたが、平成26年に破却しそのまま手つかずになっておりました。顛末案件であるため、造成工事等はありません。周囲は、宅地・田・雑種地ではありますが、田については申請人の所有地でありますことから隣地承諾を得なければならない農地はありません。

番号2番は、届出人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、本人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある南笠町地先の登記地目田1筆1,206㎡、仮換地面積578㎡を転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題

ないものとし、番号1番および番号2番は1月26日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。  
発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第6号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から6番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、6件です。

議案書は、3ページから4ページでございます。

番号1番は、市内で不動産業を営む譲受人が分譲宅地として、譲渡人の所有する青地町地先の登記地目田、現況畑1筆454㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、南東の道路から区域に向けて道路を新設する予定であり、80cm程度の盛土を行われます。

土留工として東側、北側にはL型擁壁を設置されます。西側はのり面仕上げとし、敷地境界にはコンクリートブロックを設置されます。

雨水排水は区域内に新設する道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、田の所有者は届出人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は、現在、守山市内に住所を有する、借受人が自己用住宅として、貸渡人の所有する青地町地先の登記地目田1筆445㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出人の関係は親子です。

届出地は、周囲との高低差が大きい土地であり、北側の市道を乗り入れ口とし、20cm程度盛土されます。敷地北側の一部は駐車場となり、敷地南側に住宅を建築される予定で、住宅部分は最大で70cm程度盛土されます。

土留工として、届出地の東側に擁壁を設置されます。

また、敷地内でも高低差が生じるため一部敷地内にも擁壁を設置されます。

雨水排水については、土地に勾配を付けて、北側の雨水桝と、南側のU型水路に放流されます。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号3番は、近江八幡市に住所を有する、借受人が戸建て住宅として、貸渡人の所有する渋川二丁目地先の登記地目田、現況宅地1筆185㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出人の関係は親子です。

届出地は、周囲の宅地や北側の道路高と合わせるよう15cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる箇所はないため、土留め工はなされません。

雨水排水につきましては、土地に勾配を付け、南側宅地の既存集水桝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、現況宅地となっておりますが、屋敷畑として利用されているため、顛末案件ではありません。

次に番号4番は、大津市内で不動産業を営む譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある野路町地先の田、1筆331㎡、仮換地面積182㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号5番は、大津市内に住所を有する、借受人が診療所として、貸渡人の所有する川原二丁目地先の田、1筆978㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路高に合わせるように、最大1m程度の盛土をなされます。

南側には、土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地の中ほどに設置される側溝へ向けて勾配を付けて放流し、そこから北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田、地目田、現況道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号6番は、高槻市に住所を有する、借受人が薬局として、貸渡人の所有する川原二丁目地先の田1筆98㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路高に合わせるように、最大1m程度の盛土をなされます。

南側には、土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地の中ほどに設置される側溝へ向けて勾配を付けて放流し、そこから北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、譲渡人所有の東側の地目田、現況雑種地については平成30年6月に農地転用許可を受け、露天駐車場として利用されており、登記地目の変更を失念されていた土地であり、今回の地目変更と合わせて実施されます。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、5番、6番は1月26日付、番号2番、4番は2月1日付、番号3番は2月27日付にて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第7号を終わります

会長 次に、日程第4報告第8号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。



この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に届出をしていただくものであります。

今月の届出は、1件です。

議案書の5ページをご覧ください。

番号1番は、穴村町に住所を有する、賃借人は賃貸人が所有する穴村町地先の田1筆2,082㎡に対して、農地の賃貸借権の設定をしておりましたが、合意解約がなされました。

理由といたしましては、農用地等利用権設定において、賃借人を変更されるため、今回、返却されるものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第8号を終わります。

会長 次に、日程第5報告第9号「農地変更届出について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第9号農地変更届出について説明いたします。  
この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。  
今月の届出は、1件です。  
議案書は、6ページをご覧ください。

番号1番は、届出人が、本人が所有する駒井沢町地先の田3筆計980㎡について変更届を提出されました。

畑地として利用される箇所については造成等の計画はございません。

周囲は、道路・宅地・田・自己所有地であり、隣接農地の所有者および耕作者には隣地承諾を得られております。畑へと変更された後は、自家消費用に野菜を栽培される予定であります。

以上1件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番は2月9日付けにて受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第9号を終わります。

会長

次に、日程第6議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第12号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、7ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、車庫敷地として、申請人が所有する北山田町地先の地目田、現況宅地2筆、計27.32㎡を転用されようとするものです。

申請地は、既に車庫敷地として利用されていることから顛末書を添付のうえ申請がなされました。

申請地は、平成12年頃に、申請人の父親が農地法の不知から、許可を得ずに車庫を建築し、今日まで使用されてきました。

平成28年に相続が発生しておりますが、相続登記できていなかったため、昨年末に相続登記を進めていたところ、申請地が農地であることが判明し、本申請をなされました。

申請地は、顛末案件であるため造成等の工事はありません。

隣接地は、地目田、現況宅地であるため、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については顛末案件であるため、事業の目的が確実に果たされる

と判断されます。

以上、1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5番

2月16日に5番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。顛末書を添付され申請されました。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第12号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第13号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から10番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第13号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、10件でございます。

議案書は、8ページから10ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、現在、青地町に住所を有する、譲受人が露天駐車場として譲渡人の所有する青地町地先の登記地目田、現況雑種地1筆356㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、昭和40年代に近隣の住宅開発が行われた際、農地法の許可を得ることなく造成され、今日まで、申請人が貸露天駐車場として利用してきたことから、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため造成等の工事はございません。

隣接地は、宅地・公園・地目田、現況公衆用道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に志津小学校、志津幼稚園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、顛末案件であるため、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番について説明いたします。

番号2番は、北大萱町で不動産業および建設業を営む譲受人が露天資材置場として、譲渡人2名が各々所有する新浜町地先の田2筆計3,832㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、市内を中心に数多くの宅地分譲、注文住宅の建築を行っております。

物価高の影響で、建設資材等が高騰しており、資材を事前に確保することが必要となっております。

また、本社のある市内で、県道からのアクセスのよい、申請地を適地と判

断し、土地交渉を行ってきたところ、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、最大で50cm程度の盛土を行い、隣接地と高低差が生じる箇所は、西側に土留め工として擁壁を設置されます。

雨水処理については、北側にU型水路を設置し、東側に新設する道路側溝へ放流されます。

申請地内の配置計画につきましては、型枠、二次製品など図面のとおり区分けして保管されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の宅地化率が40%を超えている第3種農地と判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、3月13日に県農業会議審議委員による現地調査の後、3月17日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

番号3番について説明いたします。

番号3番は、現在、矢橋町に住所を有する、借受人が専用住宅として貸渡人の所有する矢橋町地先の田1筆333㎡使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は、祖父と孫です。

申請地は、西側の道路高と合わせるように約40cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる東側、北側、南側に土留として擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、既設の南側水路より、西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の宅地化率が40%を超えている第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番および番号5番は関連する案件であるため、併せて説明いたします。

番号4番は、矢橋町地先で社会医療法人を経営する、譲受人が露天駐車場として、譲渡人3名が各々所有する矢橋町地先の田4筆計4,691㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

番号5番は、同借受人が、番号4番に隣接する、露天駐車場として貸渡人の所有する矢橋町地先の畑1筆53㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人たる、社会医療法人は、申請地の隣接地で、急性期医療を担う、許可病床数420床の病院と、慢性期、地域医療を担う、許可病床数199床計619床の病院および生徒定員120名の看護学校を運営されております。

現在、約500台数程度の駐車場を所有されておりますが、不足しているため、駐車場区画の拡張にむけて、土地交渉されてきたところ、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、既存の西側駐車場と一体的に使用するため、約30cmの盛土を行われます。

土留工として東側には擁壁を設置、北側、南側、西側にも乗り入れ口以外の箇所にはフェンスを設置されます。

雨水排水につきましては、南西に新設する雨水枡から、南側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・河川・道路・雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の宅地化率が40%を超えている第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、3月13日に県農業会議審議委員による現地調査の後、3月17日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えま

す。

番号6番について説明いたします。

番号6番は、譲受人が専用住宅として譲渡人の所有する矢橋町地先の田1筆498㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、申請地近傍のマンションに居住しておられますが、子の成長とともに居宅が手狭になってきたため新たな住居を探しておられました。

現在居住しているマンション近傍である申請地で売買交渉がまとまったため、申請地を適地と判断し、本申請をなされました。

申請地は、北側と東側の道路高と合わせるように50cmから70cm程度の盛土を行われます。

南側の田との境界は、高低差が生じないように、法面仕上げとされます。

雨水排水につきましては、南側にU字溝を設け、東側の道路の地下に排水管を敷設し、水路へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号7番について説明いたします。

番号7番は、草津町で不動産業を営む、譲受人が露天駐車場として譲渡人の所有する矢橋町地先の地目田1筆446㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、かねてより貸駐車場用地をさがしておられ、申請地を適地と考え、売買交渉をしてきたところ、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、北側の道路高と合わせるように50cmから70cm程度の盛土を行われます。

南側と西側の田との境界は、高低差が生じないように、法面仕上げとされます。

雨水排水につきましては、南側に U 字溝を設け、東側の道路の地下に排水管を敷設し、水路へ放流されます。

隣接地は、田・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第 2 種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第 3 種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

なお、番号 6 番と排水計画が一体となっておりますが、番号 7 番の会社の代表取締役が、番号 6 番の申請人となっております。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第 5 条第 2 項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号 8 番について説明いたします。

番号 8 番は、北山田町で農業法人を営む、借受人が農業用資材・資料保管のための、農業用物置の設置を目的として、貸渡人の所有する北山田町地先の登記地目田、現況雑種地 2 筆 409㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は法人と同法人の取締役です。

申請人は、市内で農業営んでおり、効率化を図る中で既存の育苗施設の横で作業を行うべく本申請をなされました。

申請地は、育苗施設を設置する際に、造成工事が行われており、今回は物置を設置されるだけで土地利用に変更はありません。

隣接地は、宅地・道路・地目田、現況雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第 2 種農地と判断されます。また、当該農地以外に第 3 種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第 5 条第 2 項に該当しないことから許可相当と考えます。



番号9番について説明いたします。

番号9番は、栗東市内で不動産業を営む、譲受人が貸露天駐車場として譲渡人の所有する穴村町地先の地目畑、現況雑種地1筆455㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、不動産業者であり、申請地周辺では賃貸しの駐車場が少ないことから、ニーズがあると判断し、申請地で売買交渉を行ってきたところ、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、譲渡人の父親が、農地法の不知から、既に造成し、雑種地化しておりますことから、経過書を添付のうえ申請がなされております。

顛末案件であることから造成工事等はございません。雨水排水は浸透式とされます。

隣接地は、宅地・道路・畑であり、畑の所有者は申請人であるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号10番について説明いたします。

番号10番は、守山市に住所を有する、譲受人が貸露天駐車場として譲渡人の所有する下物町地先の地目田、現況雑種地2筆1,506㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、平成17年ごろに農地利用変更届を行い、畑として土地利用を行われておりましたが、平成28年頃から道の駅などの臨時駐車場として利用されてきました。

申請地について、現在の土地所有者が管理困難となってきたことから、売買され、譲受人が、土地利用を凶られることになりました。

現状、耕作されておらず、臨時駐車場として、利用されていますことから、顛末書を添付いただいております。

顛末案件であることから造成工事等はございません。雨水排水は浸透式とされます。

隣接地は、道路・原野・地目田、現況雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であるため、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます

以上10件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番 2月13日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、すでに露天駐車場として利用されており、顛末書が添付されております。何も問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番から7番までの案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 2番の案件につきましては、2月11日に4番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。

3番の案件につきましては、2月1日、2日に4番推進委員さんと現地確認を行いました。何も問題ないと判断いたしました。

4番5番の案件につきましては、1月19日に4番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。

6番7番の案件につきましては、2月4日に4番推進委員さんと現地確認

を行いました。事務局から説明がありましたとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。以上よろしく願いいたします。

会長 番号8番の案件につきましては、議席番号5番委員お願いします。

5番 2月16日に5番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

会長 番号9番と10番の案件につきましては、議席番号10番委員お願いします。

10番 9番と10番の案件につきましては、10番推進委員さんと現地確認を行いました。どちらも顛末案件でございます。何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第13号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から10番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第13号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から10番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第14号「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より

議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 説明に入ります前に、2月の定例会の対応が遅れましたことをお詫び申し上げます。それでは議題14号農地利用集積計画（案）について担当より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

農林水産課 それでは、議題14号農用地利用集積計画（案）について、説明させていただきます。

農地中間管理機構から、利用権設定にかかる申し込みが本市にありました。このことに伴い、農用地利用集積計画を作成しましたので、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会で御審議いただくものでございます。

計画の内容については、お配りしております「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)令和5年3月20日公告」を御覧ください。

1ページ目は今回の集積計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は3筆、計3,567㎡の農地が利用権設定されます。農地の詳細につきましては2ページ目を御覧ください。当該農地の地権者から中間管理事業の申込書が提出され、下笠町の農地1筆、北山田町の農地2筆が農地中間管理機構に貸し付けされます。

なお、先月開催の農業委員会でご審議賜りました令和5年2月20日利用権設定予定の北山田町の2筆については、所有者の方がお亡くなりになっておりましたので、今回、所有者の相続人の方より、再度、農業委員会の決定を求めるものであり、前回の2筆については令和5年2月20日公告より削除しております。

3ページ目を御覧いただきまして、こちらは農地中間管理機構が作成されました農用地利用配分計画（案）になります。下笠町の1筆は個人間の利用権設定から農地中間管理機構を利用した利用権設定への変更となるため、マッチング会議での協議はなく、個人間の利用権設定と同じ耕作者に貸付されることが決定しました。また、北山田町の2筆は、関係機関との間で書面による協議が行われ、担い手への農地の集積・集約を目的に、隣接農地の耕作者に貸付されることが決定されました。

以上で令和5年3月20日公告予定の、農用地利用集積計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

7番 マッチング会議というのはスタートされているのでしょうか。内容はどの  
推進委員 ようなものになるのでしょうか。

農林水産課 借りたい人、貸したい人という情報を受けまして、近場で耕作されている  
方の意向を確認した中で最適な場所で耕作をされている方と話を進めていく  
ということでございます。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第14号「農用地利用  
集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」  
を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第14号「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定  
につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたも  
のと認めます。

閉会 14時50分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年3月10日

会 長 中野 隆史 \_\_\_\_\_

署名委員 横江 岩美 \_\_\_\_\_

署名委員 中島 紀昭 \_\_\_\_\_